令和 5 年 4 月 28 日

受講生の皆様

学校法人　名古屋大原学園

コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

4 月 1 日以降の教育活動の実施に当たり、マスク着用を求めないことを基本とする方針を文部科学省が 3 月 17 日に通知しました。また、5 月 8 日から新型コロナ感染症の感染症法上の位置付けは、2 類相当から季節性インフルエンザと同じ 5 類に変更されます。

一連の動きを受け、当学園における 5 月 8 日以降の対応は以下のようにいたします。

【1】学内におけるマスクの着用について

受講生、教職員共に『個人の判断』に委ねます。

★咳やくしゃみの際は、咳エチケット（口や鼻をマスク・ハンカチ・ティッシュ・袖で覆う）を行ってください。

【2】感染対策について

①　検温・手指アルコール消毒：当分の間継続します。

②　換気：教室内換気を引き続き行います。